

## 羽咋高等学校

### 「杜の鐘・未来基金」規程(案)

#### 第1条 名称

羽咋高等学校同窓会に羽咋高等学校「杜の鐘・未来基金」(以下「基金」という。)を設置する。

#### 第2条 目的

基金は、羽咋高等学校の発展を願う同窓会会員からの寄付をもとに羽咋高等学校及び在校生に対して、助成をすることを目的とする。

#### 第3条 活動方法

1. 基金の援助対象は次のとおりである。
  - (1) 全校生徒を対象とした学校行事への援助。
  - (2) 特に顕著な功績のある在校生への表彰。
  - (3) 全国大会(又はそれに同等する公式大会)において全校応援が実施される場合、その応援活動に対する助成。
  - (4) 就学支援金
  - (5) その他、同窓会本部が必要と判断した助成
2. 基金による助成金の額は、別に定める事務局内規により支給する。
3. 基金の支給は第3条第1項第4号のみを自己申告制(事前)とし、その他は同窓会執行役員委員会が内容を審議し、同窓会会長が該当する事業・行事・団体・個人に対して助成を行う。
4. 基金からの支援活動(助成金の授与)は在校生が認知することのできる場において行い、その助成が適切で役立つものとなるように努める。なお、就学支援金についてはこの限りではない。
5. 基金の受給手続きは、別に定める事務局内規により行われる。

#### 第4条 資本金及び運用資金

1. 基金は、同窓会活動の事業の一環として行い、基金の運用にあたっては、同窓会から次の資金を資本金として基金の運用に充てる。
  - (1) 創立百周年記念事業での一般寄付のうち、創立記念事業終了後に残った寄付金
2. 基金は、前項に定めた資本金を基に次の資金により基金の運用を図る。
  - (1) 同窓生から毎年当基金への寄付を募り集まったもの
  - (2) 本部予算からの基金への拠出

#### 第5条 会計年度

基金の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。平成4年度は創立記念事業終了後から令和5年5月31日に終わることとする。

#### 第6条 会計監査

会計監査にあたっては、毎年度終了後2ヶ月以内に次の書類を作成し、監査を受けこれを同窓会本部に備えなければならない。

- (1) 収支決算書

(2) 事業報告書

第7条 会計の承認

石川県立羽咋高等学校同窓会会則による監事は、前条の書類を受理した時は、遅滞なく監査し、その結果を同窓会ホームページおよび同窓会だよりに掲載し会員に周知するものとする。

第8条 付則

この規程の施行に関し、必要な事項は同窓会執行役員会の審議を経て同窓会会長が別に定める。

この規程は、令和4年11月1日から施行する。